



グローバル・ミニマム課税に関する内国追加税関連税制改正のご案内

～国際租税調整に関する法律§73 の 2 新設～

グローバル・ミニマム課税に関する内国追加税関連の改正法令を次の通りご案内しますので、業務にご参考ください。

Contents

[グローバル・ミニマム課税に関する内国追加税関連税制改正のご案内](#)

関連法令

- [国際租税調整に関する法律第 73 条の 2【内国追加税の適用】](#)

[お問い合わせ先](#)

2025. 8. 18

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

グローバル・ミニマム課税に関する内国追加税関連税制改正のご案内

(国際租税調整に関する法律873の2新設)

企画財政部が2025年7月31日に確定・発表した「2025年税制改編案」によるとグローバル・ミニマム課税制度の下、国内の低率課税企業に対する課税権を確保するために、2026年からグローバル・ミニマム課税に関する内国追加税（Qualified Domestic Minimum Tax、以下「QDMTT」）が導入されます。QDMTTとは国際租税調整に関する法律上、グローバル・ミニマム課税の適用対象になる多国籍企業グループの韓国構成企業の実効税率がミニマム課税率（15%）に達しない時、未達の税額を内国追加税額として韓国で申告・納付する制度です。

QDMTT制度の導入により、既存の法人税とは別にQDMTT申告納付義務が生じており、納付税額がない場合にも申告が要求されるため、申告納付期限を過ぎないように特に留意する必要があります。

■ (対象) 多国籍企業グループの国内構成企業*がミニマム課税率（15%）未満で課税する時、内国追加税額を計算

- * 直前4つの事業年度のうち、2つ以上事業年度の連結財務諸表上の売上高等が各々7億5千万ユーロ以上である多国籍企業グループの国内構成企業

■ (申告納付期限) 2026年1月1日以後開始する事業年度より該当事業年度終了日から15か月（但し、最初適用年度の場合、18か月）

- 従って、12月末法人の場合、最初の申告書を2026年6月30日までに、3月末法人の場合、2026年9月30日までに提出

■ (内国追加税の計算) 国際租税調整に関する法律第70条により国別の追加税額を計算する方法とほぼ同様と予想

○ $内国追加税額 (QDMTT) = [ミニマム課税率 (15\%) - 国内構成企業の実効税率] \times 超過利益 * + 当期追加税額加算額$

- * 純グローバル・ミニマム課税所得から実質ベース除外所得（構成企業の「人件費」および「有形資産純帳簿価額」の一定率）を除外した金額

■ (特例規定の適用) 既存のグローバル・ミニマム課税の特例規定 [最小適用除外特例（国際租税調整に関する法律第74条）、(ii) 少数持分構成企業・共同企業に対する特例（国際租税調整に関する法律第75条・第77条）、(iii) 投資構成企業に対する特例（国際租税調整に関する法律第79条）、適用免除特例（国際租税調整に関する法律第80条）] はQDMTT計算および申告に同じく適用

関連法令（改編案）

国際租税調整に関する法律第 73 条の 2【内国追加税の適用】

①国内の低率課税構成企業に対しては内国追加税額（第 2 項および第 79 条第 3 項第 2 号により計算した金額をいう。以下、この章で同じである）を第 3 項により各国内構成企業に配分した後、その配分された金額（以下、この章で「内国追加税額配分額」という）を課税する。

②各事業年度の多国籍企業グループの内国追加税額は該当多国籍企業グループの国内構成企業に対して第 66 条から第 70 条までの規定および次の各号で定める事項を反映して計算した追加税額とする。

1. 第 67 条による調整対象租税を計算する時、同条第 1 項後段に基づいて関連所得の配分等を考慮して、国外に所在する他の構成企業等より配分された対象租税を除外する等、大統領令で定める事項を反映して計算すること

2. 第 70 条第 1 項計算式の D をないものと処理すること

③内国追加税額配分額は次の各号の方法のうち、申告構成企業が選択する方法を適用して計算する。但し、内国追加税額配分額の配分が行われる事業年度の直前事業年度末まで第 2 号の方法を適用して計算された内国追加税額配分額の全部又は一部が納付されていない場合、内国追加税額は国内構成企業である最終親会社に配分し、国内に最終親会社が所在しない場合には第 1 号の方法を適用して計算する。

1. 各国内構成企業の内国追加税額に対する寄与度と負担能力を考慮して配分するもので、大統領令で定める方法

2. 内国追加税額（各事業年度に該当多国籍企業グループに 2 つ以上の内国追加税額が計算される場合には、各内国追加税額の合計をいう）の配分に関して該当多国籍企業グループの全ての国内構成企業が合意したもので、申告構成企業が指定する一つ以上の国内構成企業に配分する方法

④第 64 条にも関わらず第 2 項による多国籍企業グループの内国追加税額を計算する時には、第 64 条第 2 項によるパススルー事業体として韓国法令により韓国で設立・登録された構成企業および大統領令で定める固定事業場は国内に所在する企業と見て企業別に他の構成企業とは別途の内国追加税額を計算する。

お問い合わせ先

上記事項についてご質問事項などがございましたら、税務アドバイザーサービスを提供しております、デロイト安進会計法人 TAX-JSG の次の担当者までご連絡ください。

Partner イ・ソンジエ（Lee, SungJae）

Direct line : +82-2-6676-1837

Email : sungjaelee@deloitte.com

Partner キム・ミョンギユ（Kim, MyeongGyu）

Direct line : +82-2-6676-1331

Email : myekim@deloitte.com

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC